

## ○川崎市総合教育会議運営指針（案）

### 1 趣旨

川崎市総合教育会議運営要綱に基づき運営される川崎市総合教育会議（以下「会議」という。）の具体的な運営について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 会議

- (1) 会議は、市長が主宰し招集する。
- (2) 市長は、会議開催の日時及び場所並びに会議に諮るべき協議・調整事項を、開催日から起算して7日前には構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- (3) 前号の通知を行った場合には、会議開催の日時及び場所並びに協議・調整事項を市ホームページ等で広報する。
- (4) 構成員は、招集に応ずることができないときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- (5) 会議において協議・調整が行われ、双方が合意するに至らない事項については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第21条及び地教行法第22条に定められた執行権限に基づき、市長及び教育委員会のそれぞれが判断する。

### 3 会議の順序

会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 協議・調整事項
- (3) その他事項
- (4) 閉会

### 4 協議・調整事項

- (1) 「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの市長の権限に属する事務との調和を図ることを意味する。  
「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味する。
- (2) 会議では、次に掲げる事項について協議・調整する。
  - (ア) 教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱の策定について
  - (イ) 教育を行うための諸条件の整備、及び教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について
  - (ウ) 児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合の緊急の場合に講ずべき措置について
- (3) 会議は、教育委員会が所管する事務の全てを協議し、調整するという趣旨で設置するものではない。
- (4) 会議においては、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題としない。
- (5) 会議において協議し、調整する対象とすべきかどうかは、当該事項の予算措置が政策判断を要するか否かによって協議・調整事項とするか判断する。

## 5 会議の公開

- (1) 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、市長が、協議・調整を行う前に、会議に諮り非公開とすることができる。
- (2) 前号により、非公開とした事項については、何人もその秘密性が持続する限り他に漏らしてはならない。

## 6 会議録

会議が開催されたときは、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、非公開とした事項については、この限りではない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 協議・調整事項の要旨
- (5) その他会議において必要と認めた事項

## 7 その他

この運営指針に定めるもののほか、会議について必要な事項は、市長が会議に諮って定める。